

第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る 「評価作業マニュアル（案）」、「評価実施要項（改訂案）」及び 「実績報告書作成要領（改訂案）」に関する意見募集の結果について

1. 募集期間

平成26年3月31日（月）～4月30日（水）

（提出方法：郵送、FAX、電子メール）

2. 意見総数

43件（11法人）

3. 主な意見

（1）中期目標の達成状況評価に関するもの【20件】

《特定の取組・計画等の評価方法について【3件】》

- ・ 「戦略性が高く意欲的な計画」の段階判定に関する留意事項について、計画どおり実施できていない場合においても、プロセスや内容等を考慮し、判定を行うことと記載されているが、プロセスや内容等を考慮した場合、必要に応じて「おおむね良好」以上と判定するよう明記してほしい。
- ・ 「個性の伸長への大きな寄与」について、評価者により判断基準が偏らないよう、一定の例示等により、ある程度の基準となるようなものを明示してほしい。
- ・ 「個性の伸長に向けた取組」と関連付ける中期計画について、注記を加えるなどその趣旨をより明確にすべきではないか。

《学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について【2件】》

- ・ 達成状況評価は、現況分析結果を活用することとし、目標判定において現況分析結果（素案）に基づく資料を事務局から主担当、副担当に送付することになっているが、書面調査シートについて、判定に現況分析結果をどのように活用したのかを記載する欄を設けるべきではないか。 等

《評価結果と公表・通知事項について【1件】》

- ・ 中期計画の判定について、『「おおむね良好」を選択した場合、判断理由の記述は不要』とされているが、法人が自己評価を「良好」としていた計画を評価者が「おおむね良好」と判定した場合については、その判断理由を示してほしい。

《認証評価結果の活用方法について〔2件〕》

- ・ 法人によって機関別認証評価の受審時期が異なるが、認証評価結果はどの程度中期計画の判定に活用されるのか。 等

《積み上げ方式の計算方法について〔8件〕》

- ・ 小項目の判定について、評価者の判定が中期計画の段階判定の平均値と異なる場合、その変更理由を記述することとなっているが、どのような理由によれば判定を変えることができるのか例示してほしい。
- ・ 中項目、大項目については、積み上げの計算による平均値によって判定を行うこととされているため、評価委員会が判断する「重大な改善事項」は、評価者が判定する段階では不要ではないか。
- ・ 中項目の判定は、「非常に優れている」＝4点から「不十分」＝1点まで点数化されるが、「重大な改善事項」と判定された場合の点数の取扱いを明記すべきではないか。
- ・ 中項目、大項目の段階判定において「重大な改善事項」と判断する基準「2. 法令違反がある」について、法令の範囲等が不明確であり、評価者によって解釈が異なる可能性があることから例を示すべきではないか。また、「3. その他特段の理由がある」についても何を想定しているのか示すべきではないか。
- ・ 法人の良いところを積極的に評価するような評価方法をお願いしたい。 等

《ヒアリング等の手続きについて〔3件〕》

- ・ 1月上～中旬にヒアリングが実施される案となっているが、毎年度1～3月は入試業務等年度末に向け繁忙期であるため、遅くとも12月末までに実施してほしい。
- ・ 第1回達成状況判定会議より前に、確認事項を法人へ照会して疑問点等を解消した上で、評価結果（素案）を作成してもらいたい。また、ヒアリングにおいて得られた情報をどのように評価結果（原案）に反映したのか、法人へ開示してもらいたい。
- ・ 「ヒアリングに向けての確認事項」及び「資料提出の依頼」について、ヒアリング3週間前までに照会、ヒアリング1週間前までに回答するように期日が設定されているが、もう少し余裕を持った期日の設定をお願いしたい。

《その他〔1件〕》

- ・ 達成状況報告書のひな型に、例えば【認証評価に関連する記載のある箇所】等を追加すると、更なる負担軽減及び効率化につながるのではないか。

(2) 学部・研究科等の現況分析に関するもの【8件】

《認証評価結果の活用方法について【1件】》

- ・ 現況分析においては、「直近の機関別認証評価結果の概要」は活用されないのか。

《研究業績の水準判定について【2件】》

- ・ 前回のパブリック・コメントにおいて「分野ごとの研究業績水準の判定基準の明確化については、現在検討を行っています」との回答があったが、いつ、どのような形で示されるのか。示された場合、「評価作業マニュアル（案）」の評価方法等の見直しはあるのか。
- ・ 「SS」以外の判定をした場合について、その根拠を示してほしい。

《質の向上度の評価方法について【4件】》

- ・ 「大きく改善、向上している」又は「高い質を維持している」と判定した場合以外にも、評価者の判断によって、注目すべき質の向上について指摘することができることとなっているが、どのような場合に指摘することができるのか例示してほしい。
- ・ 評価者が「高い質を維持している」と判定した場合、「注目すべき質の向上」ではなく「注目すべき高い質の維持」について指摘をすべきではないか。
- ・ 観点の段階判定や、分析項目の段階判定と同じように、「質の向上度」の段階判定の判断の基準を明記してほしい。
- ・ 「質の向上度」の判定において、高い質から少しでも低下していると評価された場合にも、評価者が「質を維持しているとはいえない」という判定をするのではないかと懸念がある。どのような場合に「質を維持しているとはいえない」と判定することを想定しているのか。

《その他【1件】》

- ・ 研究の現況分析において、教員組織「学系・部門」を評価単位として認めてほしい。

(3) 中期目標の達成状況評価、学部・研究科等の現況分析 双方に関するもの【2件】

《大学ポートレート（仮称）の活用方法について【1件】》

- ・ 大学ポートレートが稼働しておらず、「データ分析集」、「入力データ集」がどのようなものなのかわからない状態では、活用方法が適当なのかどうか判断できない。どのようなものなのか示してほしい。

《ヒアリング等の手続きについて〔１件〕》

- ・ 現況分析の「分析に当たっての確認事項」は、「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめる際に参考にするとあるが、ヒアリングで確認された事項を現況分析に反映させることはないのか。またヒアリングにおいて現況分析に係る事項は確認しないのか。

(４) その他【１３件】

《情報公開について〔１件〕》

- ・ 「Ⅳ 情報公開」の記述について、ここでいう「評価」とは、教育研究評価のことか、それとも機構が関わる評価全般のことか。

《誤字脱字等に関するもの等〔１２件〕》

- ・ P5「分析結果（原案）として」→「現況分析結果（原案）として」
- ・ P14「現況分析判定結果（素案）に基づく」
→「現況分析結果（素案）に基づく」
- ・ P70「指す。」→「指します。」
- ・ P72「注目すべきの質の向上」→「注目すべき質の向上」
- ・ P72「①国立大学法人等から「学…」
→（修正案）「①国立大学法人等から提出される「学…」 等